

令和4年度 燃油価格・物価高騰に対する支援一覧（6月29日時点）

（担当課）

燃 油	漁業経営セーフティネット構築事業【国】 詳細はこちら↓ https://www.ifa.maff.go.jp/j/kikaku/net/	四半期毎の平均原油価格が基準を超えた場合、生産者と国による積立金から補てん金を交付 ◆補てん金： <u>補てん単価</u> ×当該四半期の購入実績数量 ※ <u>補てん単価</u> ＝当該四半期平均原油価格－補てん基準価格	水産振興課 資源管理班 097-506-3955
	水産業競争力強化緊急事業【国】 詳細はこちら↓ https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3hosei_pr19.pdf	生産性の向上、省力・省コストに資する漁業用機器等の導入を支援 ◆支援対象：漁船用エンジン、揚網機、魚群探知機等	水産振興課 振興班 097-506-3953
	漁業燃油価格高騰緊急対策事業【県・6月補正】 詳細はこちら↓ https://www.pref.oita.jp/site/nourinsuisan/suisan-nenyutaisaku.html	省エネ型エンジンの導入に対して、緊急的に従来の補助率をかさ上げて支援 ◆支援対象：燃油削減に資する漁船用エンジン及びその設置費	水産振興課 振興班 097-506-3953
飼 料	漁業経営セーフティネット構築事業【国】 詳細はこちら↓ https://www.ifa.maff.go.jp/j/kikaku/net/	四半期毎の配合飼料価格が基準を超えた場合、生産者と国による積立金から補てん金を交付 ◆補てん金： <u>補てん単価</u> ×当該四半期の配合飼料購入数量 ※ <u>補てん単価</u> ＝当該四半期平均配合飼料価格－補てん基準価格	水産振興課 振興班 097-506-3953
そ の 他	農林漁業セーフティネット資金【国】 詳細はこちら↓ https://www.maff.go.jp/j/g_biki/yusi/06/1_0605.html	・低利融資による支援（対象：農林漁業者） ➤ 償還期間15年以内（うち据置期間3年以内） 貸付限度額一般6百万円（特認：年間経費1/2又は粗収入1/2の低い額） （※既存の限度額とは別枠で措置）	団体指導・金融課 管理・金融班 097-506-3612
	漁業近代化資金【国】 詳細はこちら↓ https://www.ifa.maff.go.jp/j/keiei/kinnyuu/gvokin/gvokin.html	・低利融資による支援（対象：養殖漁業者） ➤ 償還期間5年以内（うち据置期間2年以内） 貸付限度額 個人90百万円、360百万円	団体指導・金融課 管理・金融班 097-506-3612